

# と畜場法第14条に規定される検査 の一部簡略化に関する提案

令和3年7月  
秋田県

# 食肉衛生検査所の主な業務

## と畜場法第14条に基づくと畜検査

- ・望診、検温、触診、解剖検査、顕微鏡検査
- ・細菌検査、病理検査、理化学検査等その他必要な検査

## と畜場法施行規則第3条第6項又は第7条第5項に基づく外部検証

外部検証：と畜場法施行規則第3条第5項又は第7条第4項に基づき、と畜場の設置者等が作成する衛生管理計画及び手順書の確認並びに施設の衛生管理の実施状況の確認

## 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等に基づく輸出肉認定施設の監視指導及び衛生証明書の発行

## 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（食鳥処理法）第15条に基づく食鳥検査及び第16条に基づく認定小規模食鳥処理場の監視指導

認定小規模食鳥処理場：年間の処理羽数が30万羽以下の食鳥処理場で、食鳥処理法第16条に規定されている食鳥検査の特例が適用された食鳥処理場のこと。

# 本県における「と畜検査員（獣医師）」の現状

## と畜検査員

- ・と畜場法第14条に規定される、と畜検査に従事すると畜検査員については、都道府県及び保健所設置市の職員である獣医師でなければならないこととされている。  
（同法第19条、同法施行令第10条）

## 本県の現状

- ・本県では、採用した獣医師を食肉衛生検査所をはじめ、動物愛護センター及び保健所に配置。
- ・食肉衛生検査所に配置した獣医師は、全員がと畜検査員としてと畜検査業務に従事。
- ・食肉衛生検査所の業務を実施するためには、12名の検査員が必要だが、令和2年度の配置は10名。  
（所長を除く）

全国的な調査によると、多くの自治体がと畜検査員1日当たりの検査頭数豚換算)の目安を50頭としている。本県のと畜場の1日平均処理頭数が約500頭なので、1日最低10名が必要という計算。

- ・と畜検査以外の業務（外部検証業務、衛生講習会、輸出肉認定施設の監視・指導、認定小規模食鳥処理場の監視・指導）が増加しており、会議・研修等への参加、休暇の取得、調査・研究への取組等が日常的に困難な状況。
- ・近年、本県で若年退職者が増加する要因の一つにと畜検査業務への忌避があると分析。

（若年退職者数：R1:1名、R2:2名、R3:2名）

## 本県の公衆衛生獣医師職員配置状況

（R3）

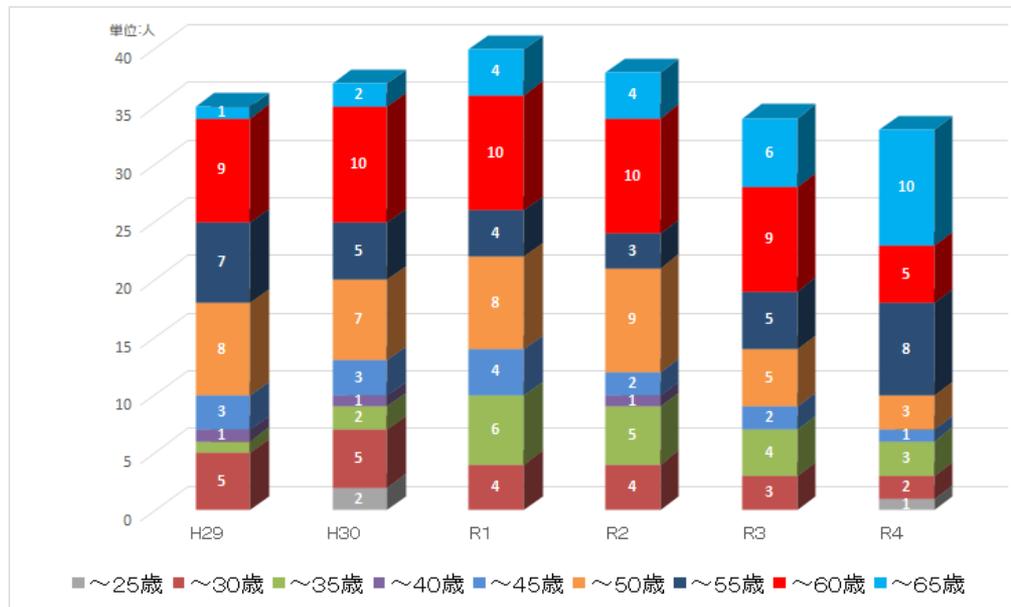
食肉衛生検査所	11名 （うち所長1，再任用職員2）
動物愛護センター	7名 （うち所長1，再任用職員1）
保健所（8ヶ所）	14名 （うち再任用職員3）
本庁	2名
計	34名 （うち再任用職員6）

# 本県の公衆衛生獣医師職員数の推移

## 公衆衛生獣医師職員の推移(H22～)



## 再任用職員を含めた公衆衛生獣医師職員の年齢構成の推移(H29～)



- ・本県の公衆衛生獣医師職員数は、10年程前から減少傾向にあり、同様の傾向を示す畜産部門と連携して、獣医師職員確保対策を行ってきた。
- ・募集は継続的に行っているが、獣医系大学の本県出身学生の減少、他県との競合等の要因により、令和2年度、3年度は採用できず。
- ・現在、獣医師の半分は50歳代であり、今後5年間で9名が定年退職を迎えるなど、慢性的な獣医師不足に陥っている。
- ・平成29年度に初めて定年退職した獣医師を再任用したが、令和4年は10人となり、全体の約36%を占めるに至る。

# 提案内容（と畜検査の一部簡略化）

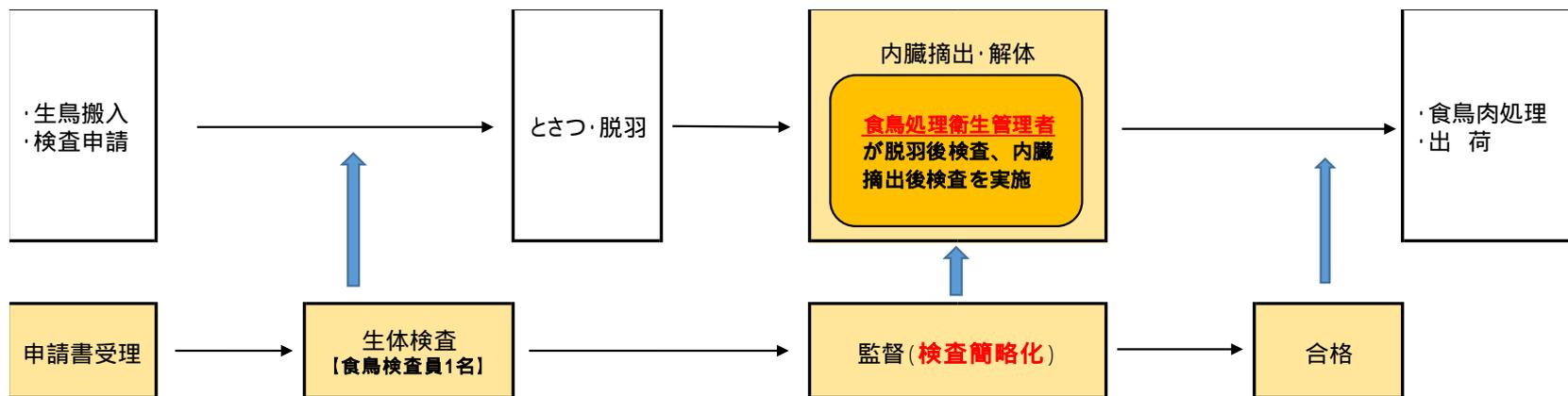
食鳥処理法では、獣医師である食鳥検査員が行う食鳥検査について、食鳥処理衛生管理者が異常を確認することにより、食鳥検査の一部を簡略化できる規定がある。（同法第15条）

本件は、と畜場法に規定されると畜検査の一部（内臓検査、枝肉検査）簡略化を可能にすることにより、本県の獣医師不足を一時的に緩和し、将来的な対策を実施しようとするものである。

内臓及び枝肉における異常の有無を「作業衛生責任者」に確認させることによって、現在と畜検査員5名で行っている内臓検査及び枝肉検査が、2名程度で監督・検査が可能になる。

作業衛生責任者から異常が報告された場合には、直ちにと畜検査員が内臓及び枝肉の検査を実施する。

## 食鳥処理法に規定されている検査の簡略化

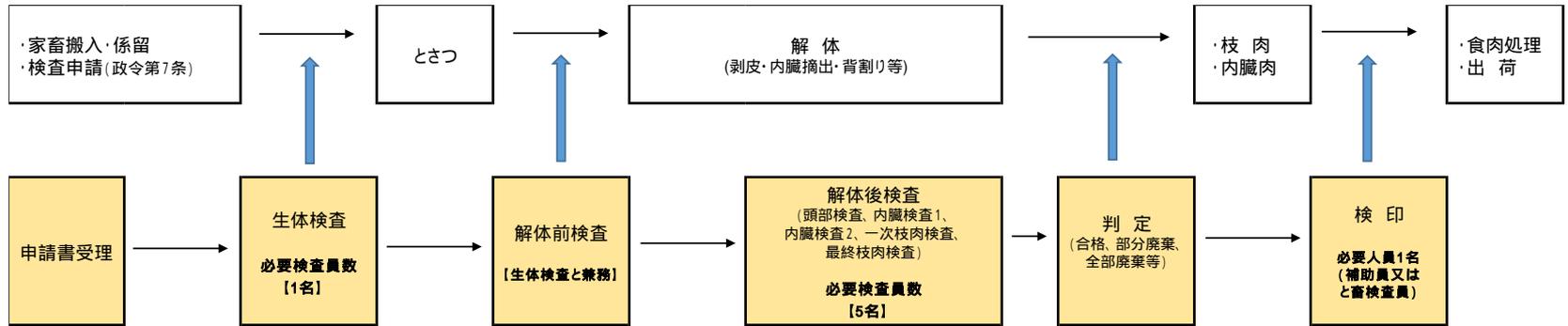


脱羽後検査及び内臓摘出後検査は、食鳥処理法第15条第7項の規定により食鳥処理衛生管理者が異常の有無を確認するなどの方法により、検査の簡略化が可能となるため、食鳥検査員1名で検査・監督が行えている。

なお、簡略化は、食鳥処理法施行規則第28条第3項の規定に基づき、一羽ごとの内臓及び食鳥中抜とたいの体壁の内側面の状況についての望診及び触診の一部を省略することなどにより行われる。

# 提案内容（と畜検査の一部簡略化）

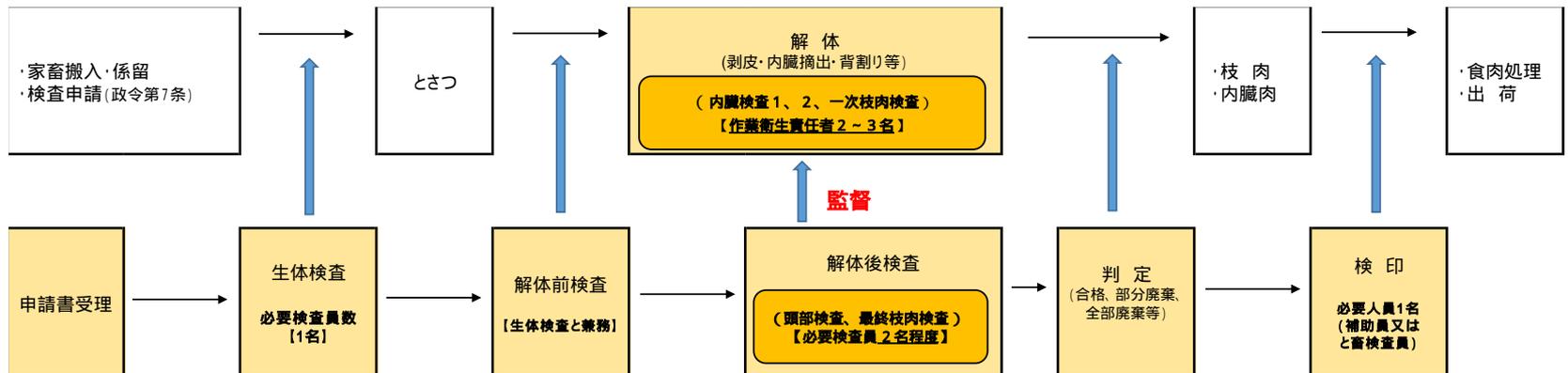
## 現在の本県のと畜検査体制



生体検査は1名、解体後検査については常時5名の検査員が必要。検査員は、通常5名1組として約1.5～2h毎に交代する。

54

## 一部を簡略化できた場合



# 「作業衛生責任者」の役割

## 作業衛生責任者

- ・と畜場法第10条の規定により、と畜業者等が、獣畜のと殺又は解体を衛生的に管理させるため設置を義務づけられている者のこと。

## 作業衛生責任者の役割等

- ・作業衛生責任者は、通常は、自身も獣畜の解体作業を行いながら、現場の衛生管理責任者として解体作業における担当部門を管轄している。
- ・作業衛生責任者は、獣医学や畜産学の課程を修めて卒業した者のほか、とさつ又は解体の業務に3年以上従事した者で、かつ24時間以上の専門的講習会を受講した者であることなどが資格要件として規定されていることから、解剖学等と畜検査に必要な知識を一定程度有している。
- ・本県のと畜場には作業衛生責任者は現在6人配置されているが、と畜検査の一部工程を任せることになれば、当然業務量が増えることから、その実施に当たってはと畜場の管理運営者と十分な事前協議と訓練が必要となる。

## と畜検査の一部簡略化による効果

公衆衛生分野に従事する獣医師が不足している中において、と畜検査員不足による検査等体制確保に係る懸念を緩和することができる。

増加すると畜検査以外の業務（外部検証業務、衛生講習会、輸出肉認定施設の監視・指導、認定小規模食鳥処理場の監視・指導）への十分な対応、会議・研修等への参加、休暇の取得、調査・研究への積極的な取組が可能となる。

獣医師不足が緩和されている間に、現在行っている獣医師確保に向けた対策の拡充を行っていく。

## 本県が実施している獣医師確保対策

獣医系大学の本県出身学生への支援（修学資金枠の拡充）  
獣医師を目指す本県高校生への支援（修学資金枠の拡充）  
学生へのインターンシップ制度の充実

# 都道府県献血推進計画の 策定義務付けの廃止

令和3年7月15日  
和歌山県



# 提案内容

## ○都道府県献血推進計画の策定義務の見直し

- 国は基本方針に基づき、献血推進の実施体制と役割、献血推進のための施策、その他献血の推進に関する重要事項を定める献血推進計画（以下「国計画」という。）を毎年策定。
- 採血事業者（日本赤十字社）は、基本方針及び国計画に基づき、献血により受け入れる血液の目標量を定める献血受入計画（以下「受入計画」という。）を、各都道府県と協議の上、毎年策定。厚生労働大臣が認可する。
- 県は、基本方針及び国計画に基づき、都道府県献血推進計画（以下「県計画」という。）を毎年策定。ただし、都道府県の役割、市町村、採血事業者の役割やボランティアとの連携は国計画で、確保すべき血液の目標量（以下「目標量」という。）は受入計画で策定済み。

⇒献血の推進に際して、主要な事項は、国計画、受入計画で定められていることから、県計画策定規定の見直し（義務→努力義務等）を求める。

# 国計画、県計画、受入計画策定の流れ

(献血により確保すべき血液の目標量を中心に記載)

血液センター、血液製剤の製造販売業者

国計画作成のための届出（厚生労働大臣あて）  
献血により受け入れ可能であると見込まれる血液量  
供給すると見込まれる血液製剤の量



厚生労働省

国計画面案の都道府県への送付（12月頃）（献血により確保すべき血液の目標量は未設定）



59 県  
県計画策定準備を進める  
献血推進協議会において、県計画（案）の承認を得る

血液センター（都道府県の区域を単位）

受入計画（案）を作成し、都道府県の意見を聴く  
（2月上旬）  
（献血により受け入れる血液の目標量（案）の提示）



厚生労働省

国計画の策定（3月31日付）  
※国計画に定める事項  
献血により確保すべき血液の目標量

血液センター

受入計画を定め、厚生労働大臣の認可を受ける  
（3月31日付）  
※受入計画に定める事項  
献血により受け入れる血液の目標量  
（都道府県の区域を単位）



県  
国計画、受入計画を確認後、県計画を決定  
（3月31日付）  
※県計画に定める事項（通知\*）  
献血により確保すべき血液の目標量



\*令和2年8月27日付け薬生発0827第2号  
厚生労働省医薬・生活衛生局長通知

# 支障事例

## ○ 県計画における「献血により確保すべき血液の目標量」

採血事業者の受入計画作成時に、法第11条第3項に基づいて、都道府県に意見聴取がなされ、事前協議済みである。

その結果に基づいて作成され厚生労働大臣の認可を受けた献血受入計画について、同条第7項で都道府県は協力を行うよう規定されている。

⇒献血受入計画が主となり目標量が設定されるため、改めて県計画で目標量を設定する必要性が乏しい。

## ○ 県計画における「献血に関する普及啓発」「その他の血液目標量を確保するために必要な措置に関する事項」「その他献血の推進に関する重要事項」

基本方針、国計画に基づき作成。

国計画においては、都道府県の役割、献血推進のための具体的な施策が示されている。

⇒県計画の策定が必要不可欠なものとは言いえない。

# 支障事例に対する本県の提案

## ○県計画を策定しなくても施策の実施が可能

- 国計画に記載されている内容に基づき、事業を実施。  
全国的なキャンペーン等は、厚生労働省から都道府県あての通知により、県で運動計画を立て、県内採血事業者、県内各市町村等とともに実施。
- 災害時における献血の確保などは、県で定める災害時医薬品等供給マニュアルで血液センターとの連携、供給体制を規定。
- 和歌山県長期総合計画や和歌山県保健医療計画において、献血に関して計画を策定。

# 支障事例に対する本県の提案

## ○県計画を策定しなくても施策の実施が可能

- 県内市町村や採血事業者である血液センターとは連携を取り、市町村担当者会議も開催。

### ※市町村担当者会議

県立保健所（7保健所）単位ごと（和歌山市は薬務課）に、管内市町村、血液センター、県立保健所の担当者で、献血推進のためにどのようなことに取り組んでいくのか、意見交換を実施。

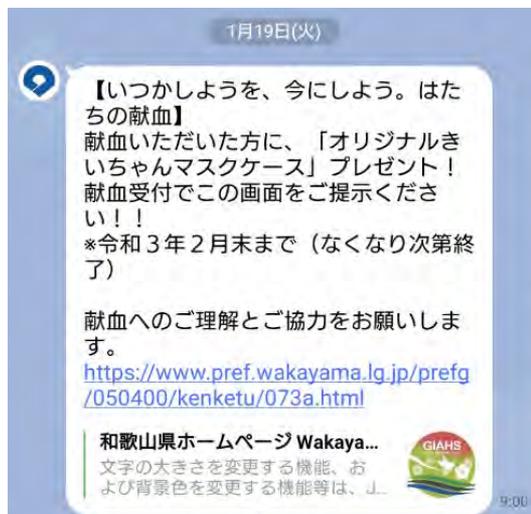
- 県献血推進協議会は、献血の推進及び血液製剤の適正な使用に関する施策についての重要事項の調査審議に関することが生じた場合に開催。

### ※県献血推進協議会

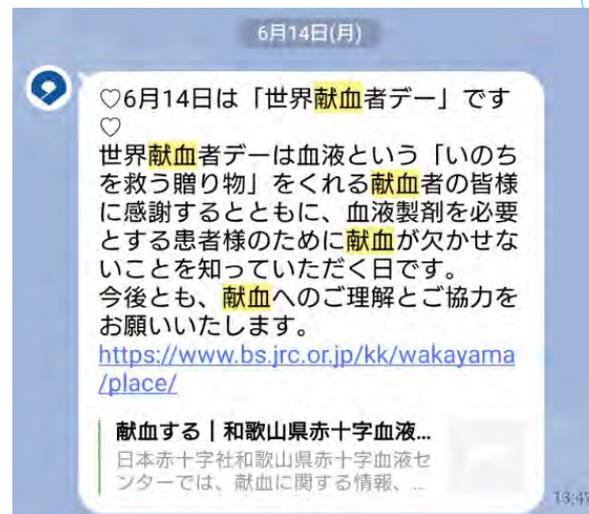
医師等の医療関係者、報道機関、ボランティア団体、市長会、町村会等の代表者で構成。多方面から幅広く献血の推進についての意見を聴く。  
（血液センターも参加）

# 県計画を策定しない場合の本県における 具体的な献血の普及啓発活動について

- 若年層に対する啓発  
高校生献血学習、企業での献血セミナー実施
- 全国的なキャンペーン等の実施  
街頭啓発、SNSを使用した啓発、  
テレビ及びラジオを通じた啓発 など



はたちの献血キャンペーンでのSNS投稿画面



世界献血者デーのSNS投稿画面

- 献血推進に係る厚生労働大臣表彰状・感謝状及び知事感謝状の贈呈

# 県計画を策定しない場合の本県における 具体的な献血の普及啓発活動について

- 普及啓発資材の作成  
街頭啓発、キャンペーン時に使用する啓発資材の作成



はたちの献血キャンペーンに合わせて作成し、成人式等で配布したマスクケース

各種講習会、セミナー等で啓発するために作成した三つ折りリーフレット

- 市町村、血液センターとの連携  
市町村担当者会議の開催 など
- 献血推進協議会の開催
- 合同輸血療法懇話会の開催

# 制度改正による効果

県計画策定に係る事務が減り、行政の効率化につながる。

県計画作成に係る事務（1人で行うと仮定した場合）

- ・ 県計画面案の作成（80時間）
- ・ 献血推進協議会の準備（120時間）
- ・ 献血推進協議会の開催（2時間）
- ・ 採血事業者との協議（10～15時間）
- ・ 県計画の策定（20～30時間）

現状の献血推進に係る課題

- ・ 40～50代の献血率に比べ、10～30代の献血率が低く、若年層への啓発が必要である。



**行政の効率化により、献血の啓発を推進することができる**

- ・ 基本理念にのっとり、献血について住民の理解を深める。
- ・ 採血事業者による献血の受入れが円滑に実施されるよう、必要な措置を講ずる。